

由利本荘市入札参加資格者の等級格付に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱第5条に規定する等級格付について必要な事項を定めるものとする。

(建設業者の等級格付の基準)

第2条 建設業者の等級格付は、秋田県の等級格付を参考にし、秋田県電子入札システムに利用者登録されている市内業者について行うものとし、別表第1で定める市内営業所に常勤する者の有資格技術保有基準により格付するものとする。

(建設コンサルタント業者等の等級格付の基準)

第3条 建設コンサルタント業者等の等級格付は、秋田県の入札参加資格者名簿を参考にし、秋田県電子入札システムに利用者登録されている市内業者について行うものとし、次のとおりとする。

- 2 測量業者の格付は、市内営業所に常勤する測量士が6人以上かつ測量士及び測量士補の合計が9人以上有する者をA、測量士が4人以上かつ測量士及び測量士補の合計が6人以上有する者をB、測量士が2人以上かつ測量士及び測量士補の合計が3人以上有する者をCに格付する。

(等級格付の基準の確認)

第4条 前2条に規定する等級格付に関わる有資格技術者数等の確認は、毎年4月1日を基準日とし、有資格技術者数の保有状況に変更がある場合は届け出るものとする。

- 2 前項における有資格技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあたる者とする。この場合において、恒常的な雇用関係とは、前項に定める基準日時点で、継続して3ヶ月以上の雇用関係を有するものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）
由利本荘市等級格付に係る有資格技術者の保有状況

| 工種 | 有資格技術者 | 等級 | 有資格技術者保有基準 ()内はうち1級の人数 |
|------|-----------------------|------|----------------------------|
| 一般土木 | 1級土木施工管理技士 | A | 10名(4名)以上 |
| | 2級土木施工管理技士(土木) | | |
| | 1級建設機械施工管理技士 | B | 5名(1名)以上 |
| | 2級建設機械施工管理技士(第1～6種) | | |
| | C | 3名以上 | |
| 法面 | のり面施工管理技術者 | A | 1名以上 |
| 建築一式 | 1級建築士 | A | 10名(4名)以上 |
| | 2級建築士 | | |
| | 1級建築施工管理技士 | B | 5名(1名)以上 |
| | 2級建築施工管理技士(建築) | | |
| | C | 3名以上 | |
| 電気 | 1級電気工事施工管理技士 | A | 6名(2名)以上 |
| | 2級電気工事施工管理技士 | | |
| | 電気主任技術者※1 | B | 3名以上 |
| | 電気工事士 | | |
| 給排水 | 1級管工事施工管理技士 | A | 6名(2名)以上 |
| | 2級管工事施工管理技士 | B | 3名以上 |
| 鋼構造物 | 1級土木施工管理技士 | A | 4名(2名)以上 |
| | 1級建築士 | | |
| | 1級建築施工管理技士 | B | 3名以上 |
| | 2級建築施工管理技士(躯体) | | |
| 舗装 | 1級土木施工管理技士 | A | 10名以上 |
| | 2級土木施工管理技士(土木) | | (1級土木と1級建設機械の合計が4名以上) |
| | 1級建設機械施工管理技士 | | (舗装2名以上(1級1名以上)) |
| | 2級建設機械施工管理技士(第1～6種) | B | 5名以上 |
| | 1級舗装施工管理技術者※2 | | (1級土木と1級建設機械の合計が1名以上) |
| | 2級舗装施工管理技術者※2 | | (舗装1名以上) |
| 一般塗装 | 1級土木施工管理技士 | A | 5名(2名)以上 |
| | 2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) | | |
| | 1級建築施工管理技士 | | |
| | 2級建築施工管理技士(仕上げ) | B | 3名以上 |
| | 1級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装)※1 | | |
| | 2級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装) | | |
| 路面標示 | 路面標示施工技能士 | A | 2名以上 |
| 造園 | 1級造園施工管理技士 | A | 5名(2名)以上 |
| | 2級造園施工管理技士 | B | 3名以上 |
| 解体 | 1級土木施工管理技士※3 | A | 3名以上 (解体工事施工技士2名以上) |
| | 2級土木施工管理技士(土木)※3 | | |
| | 1級建築施工管理技士※3 | | |
| | 2級建築施工管理技士(建築)※3 | | |
| | 2級建築施工管理技士(躯体)※3 | | |
| | 解体工事施工技士※4 | | |

各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。

※1 電気主任技術者及び1級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装)は1級扱いとする。

※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士又は建設機械施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構わない。

※3 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験があるものに限る。

※4 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構わない。